

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

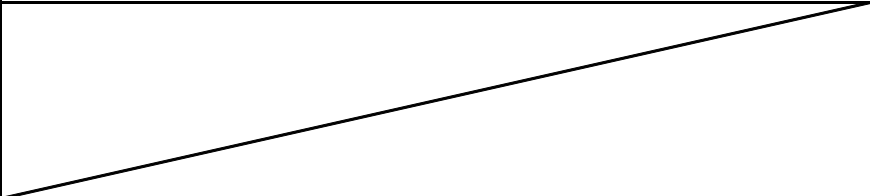
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	24
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html">http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html</a>

執行機関名 新宿区長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	日常生活用具の給付、住宅改修等に係る費用の助成その他の介護保険に関する事務であって規則で定めるもの 【新宿区障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱(平成12年3月9日付け11新宿高介第980号。)による要綱第1条に規定する訪問介護等の利用に係る負担の軽減に関する事務】
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号)第3条別表区長の項第3号 日常生活用具の給付、住宅改修等に係る費用の助成その他の介護保険に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	新宿区障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第一条 この事業は、訪問介護(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に定める訪問介護をいう。以下同じ。)、介護予防訪問介護(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第2項に定める「介護予防訪問介護」をいう。以下同じ。)若しくは夜間対応型訪問介護(法第8条第15項に定める「夜間対応型訪問介護」をいう。以下同じ。)又は法第115条の45第1項第1号イに定める第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下、「訪問介護」という。)を利用する低所得者のうち、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等に対し、法施行に伴う利用者負担の増加を軽減するため、その負担の一部を助成し、もって介護保険制度の円滑な導入及び高齢者及び障害者の福祉の推進を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>新宿区障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱(平成12年3月9日付け11新福高介第980号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</li> </ul>